

令和7年第3回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和7年3月21日（金） 午後2時 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（図書館担当）	松野 勝治	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育総務課長	池元 貴之	学校教育課長	北川 守一
校務支援室長	松本 良恵	生涯学習課長	中西 恵美子
学校給食センター所長	長崎 充利	幼児課長	辻 温
能登川図書館長	江竜 喜代子	校務支援室長補佐	田中 一樹
学校教育課指導主事	中川 優理	事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子

以上20名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、令和7年第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。
最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第2回定例会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。
会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第2回定例会」の会議録は承認いただきましたので、「沖田委員」と「神寄委員」には後ほど署名をお願いいたします。
なお、今回の第3回定例会の会議録署名委員は、「山本委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従い、進めさせていただきます。
「1 報告」ということで、私から教育長報告をさせていただきます。
（教育長報告）
皆様には、小中学校の卒業式、幼児施設の修了式に御臨席いただき、誠にありがとうございました。
私は、今年は議会の日程と重なったこともあり、幼児施設の修了式と中学校の卒業式には出席できませんでしたが、3月19日の小学校の卒業式に出席させていただきました。雪の降るととても寒い日でしたが、在校生も含めて、子供たちはしっかりと卒業式に臨んでいました。先生方が卒業式だけではなく、普段から子供たちに対してどのように接してきたかが最後の場面でこのように現れるのではないかと思います。また、入学式につきましても御臨席

教育長

賜りたいと思います。

昨日で地下鉄サリン事件から 30 年が経ちました。また、今年は阪神淡路大震災からも 30 年となりました。

先日、テレビで地下鉄サリン事件のことを取り上げていました。当時、地下鉄の駅では異様な臭いがする、液体が撒かれたとの情報が入り、初めは掃除をするよう指示が出たのですが、ひどい臭いがしたことや倒れた人がいたということで、乗客を降ろして回送列車を出すといった対応が思いの外、素早くなされたと感じました。

私たちもいろいろなことを想定する必要があるのではないかと考えています。サリンなど見たことも聞いたこともない、そして見えないものですから、どう対応するかという中にあって、その時、指示を出した駅員は、危険だからという理由で警察が現場検証をすることを許さなかったそうです。限られた情報の中で、その場ではそのようにしなければならないと判断をしたということをニュースで聞き、本当に感心しました。

以前から言っていますように、能登川北小学校の例で言いますと、子供たちが減ってくる中でどういう形が良いかということを、私たちは一定の判断をしながら地域の方々と丁寧に話し合いをしていきたいと改めて感じました。

私からは以上です。

それでは、教育部長からお願いします。

(教育部長報告)

教育部長

皆様、こんにちは。

市内小中学校におきましては、3月11日と19日に卒業式が挙行され、委員の皆様には、お忙しい中御臨席を賜り厚くお礼を申し上げます。

私からは3月議会での代表質問及び一般質問、常任委員会での協議内容についての御報告をいたします。

10日の代表質問では、大橋議員から市長の所信表明についての質問があり、教育委員会の関係では「公教育の根幹を担うという覚悟や理念」と「学校教育施策の拡充に込められた思いやビジョン」について質問がありました。

答弁は、市長から、公教育は義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力のもと、その実施に責任を負わなければならないものであり、市として大変重要な責務を担っているものと認識している。確かな学力を身に付け、豊かな人間性を育み、体力の向上を図ることで誰もが自分らしく輝ける教育環境づくりを、今後も公教育を基本に据え推進していく、これが私の覚悟であり理念であり、ビジョンであると答弁をされました。

次に、山中議員からは、学校給食費の値上げの中止又は無償化の実施についての質問があり、市長から、食材費は現在も高騰が続けていることから、その動向を見極め、給食費の改定は今後適正に判断する、また、無償化については国に先立って実施することは考えていないと答弁をされました。

また、「大阪・関西万博」についての質問につきましては、教育長から参加の判断は学校長が行うこととしているが、教育委員会としては下見等を行い児童生徒の安全を確認した上で判断するよう伝えていると答弁され、「滋賀・体験の日」についての質問には、県立学校に適応されるものだ、県の制度に準じて実施し、この制度の必要性の検証につなげ、本市での取

組を進めるに当たっての参考にしたいと答弁されました。

井上議員からは、教育委員会の各事業について質問をいただきました。主なものとしては、インクルーシブ教育の取組についての質問につきましては、本市では「特別支援教育推進グラウンドデザイン」を策定し、児童生徒の特性理解や合理的配慮について、全ての教員が理解を深め、指導力の向上に努めており、子供たちが同じ場で共に学ぶことを大切にすると同時に、将来の自立と社会参加を見据えながら、個に応じた指導を提供できる学びの場が重要であると答弁しました。また、部活動の地域展開についての質問につきましては、本市では、市の地理的環境、今後の生徒数減少を踏まえた学校状況を鑑みて「中学校部活動の継続」と「地域のスポーツ文化活動を充実させる」という方針のもと進めていると答弁しました。

竹内議員からは、学校体育館の空調設備の整備についての質問をいただきました。一般質問で廣田議員と山本議員からも同様の質問をいただきました。今回創設された「空調設備整備臨時特例交付金」を活用し、災害時のみならず、子供たちの熱中症対策のひとつとして整備を進めていきたいと答弁しました。

安田議員からは、図書館と市民大学の市制 20 周年記念事業の内容や図書購入費等について質問がありました。20 周年記念事業については、図書館では、未来を担う子供たちを対象として、絵本や児童文学の著名な作家を講師に迎えた講演会や展示を予定して準備を進めていること、市民大学では、通常の 5 講座に加え、特別講座を 1 講座予定していると答弁しました。図書購入費については、図書館はあらゆる年代の方が利用される施設であり、個々の年代の資料要求に応えられるよう幅広い分野の図書を購入し、市内 7 館の個々の特色や蔵書の重複を考慮し選定していると答弁しました。

一般質問では、廣田議員から教職員の長時間労働に関する質問と辻議員からは、学校給食についての質問がありました。

答弁の内容は、本日の資料に添付しておりますので御確認をお願いいたします。

また、14 日と 17 日には福祉教育こども常任委員会が開催され、令和 7 年度予算を中心に各議案の審査が行われました。

冒頭の教育長の挨拶の中で、「能登川北小学校の児童数減少への対応」と「学校部活動及び地域クラブ活動に係る取組概要」について、議員の皆さんに説明をしていただきました。

新年度の予算の審議においては、就学援助費やフリースクールの補助金、学校給食の賄材料費、タブレットの更新など、2 日間にわたり数多くの質問をいただきました。

特にタブレットの更新については、多額の予算が計上されていることから、令和 7 年度に更新しなければならない理由の説明を求められました。タブレットは令和 2 年度に購入し、令和 3 年度から使用しており、今年度で 5 年が経過しています。令和 7 年度の更新に当たっては、県内市町で共同調達を行う必要があることや、バッテリーの劣化が徐々に進んでいることを説明し、子供たちがスムーズに授業を受けられ「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、学びを止めないためにも一括更新を行う必要があると説明しました。

以上が 3 月議会での報告ですが、来週 26 日には議会も最終日を迎え、翌 27 日には人事異動が内示されます。

令和 7 年度に向け、残り少ない 6 年度においても、引継ぎをはじめしっかりと翌年度の準備をしていきたいと考えております。

教育部からの報告は以上です。

教育長	ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。 (こども未来部長報告)
こども未来部長	皆様、こんにちは。こども未来部長の井口です。 それでは、こども未来部から3点報告いたします。 1点目は、3月8日(土)に湖東コミュニティセンターで、こども・若者の居場所を考えるフォーラムを開催したところ、今年度3回開催したこども・若者の居場所及び支援のあり方研究会の参加メンバーに加え子育て当事者、関係者など40人の参加がありました。参加者からは、子供の居場所について、様々な立場からの意見が聞けてよかった、新たなつながりのきっかけができてよかったなどの感想をいただきました。市としては、引き続きこども・若者の居場所を推進・支援に取り組んでいきたいと考えています。 2点目は、3月14日、公立の認定こども園及び幼稚園におきまして、修了証書授与式を行い、教育委員の皆様には御多用の中、御臨席を賜りましてありがとうございました。小学校入学後も健やかに成長し、学校生活を楽しんでほしいと願っているところです。 なお、本日、教育委員の皆様には入園式の案内をさせていただきました。お忙しいとは存じますが、御臨席賜りますようお願いいたします。 最後に3点目、3月市議会定例会での代表質問及び一般質問について主なものを報告いたします。 代表質問で大橋議員、山中議員、一般質問で田郷議員から、今後のこども政策について質問いただきました。市としましては、令和7年度に土曜日保育及び夏季休業期間限定学童保育所の拡充、新たにこどもの居場所づくり支援事業に取り組むこと、また、今後は本市の子育て施策の情報を市民にしっかりと届けられるようPRに注力しながら、新たに生じた課題については、その解消に向けて取り組んでまいりますと市長が答弁しました。 また、代表質問で井上議員から、親子関係形成支援事業等について御質問をいただきました。市が実施する親子関係形成支援事業については、現在策定している第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき令和7年度から取り組むこと、社会全体で子育てする環境づくりに取り組んでいくと答弁しました。また、都道府県が主体となって実施する親子関係再構築支援事業については、市ではその事業を実施することはできませんが、事業の対象となっている親と子の身近なところで支援ができる市の役割は重要であると考えていることを答弁いたしました。 以上で、こども未来部からの報告とします。
教育長	各部長から報告がありましたが、御意見、御質問等はございませんか。
青地教育長職務代理者	学校体育館の空調設備に関わって、今回、「空調設備臨時特例交付金」というものを活用すると言われましたが、概要や今後の予定をお聞かせください。
教育総務課長	この臨時特例交付金は、令和6年度の国の補正予算で新たに創設されたものです。令和15年度までの10年間の期間を設けられています。国は、現在、小中学校の体育館の空調設置率が20パーセント弱のところ、この臨時特例交付金を使って整備を進め、10年後には95パーセントまでにするよう方針を示しています。

教育総務課長

議員からも「この交付金が創設されたので市としてはどうするのか。」という質問をいただきました。教育長からの答弁では、具体的な計画はこれから立てていくとし、中学校から優先的に進めていきたいと答えさせていただきました。小学校については、未定となっています。中学校も湖東中学校は既に設置されていますので、残り8校から整備をしていきたいと考えています。

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「2議案」に移ります。

「議案第2号 令和7年度東近江市教育行政基本方針について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課の池元です。よろしくお願いします。

議案第2号 令和7年度東近江市教育行政基本方針について、説明をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

教育行政基本方針につきましては、令和4年3月に策定しました第2期東近江市教育振興基本計画の基本方針及び推進施策を、総合的かつ体系的に実施するため、毎年度、推進すべき具体的な内容を定めて作成しています。今年度も別添のとおり、令和7年度の基本方針を作成しています。

内容についてですが、表紙をめくっていただきますと目次と令和7年度の事業内容を踏まえた教育長のコメントが記載されています。

1ページから17ページにつきましては、第2期教育振興基本計画から抜粋した基本方針、推進施策を記載しています。

なお、今回、令和6年度から一部追記、修正している箇所がありますので、お伝えします。

10ページの(9)就学前教育の充実を御覧ください。

①の3点目、「民間保育所等の施設整備を支援します。」と②の4点目、「民間保育所等の運営を支援します。」とそれぞれ記載していますが、この項目につきまして、令和6年度は「民間保育所等の施設整備や運営を支援します。」とまとめて①に記載していましたが、施設整備の支援については①に、運営の支援については②に分けることとしました。

続きまして、11ページの(2)学校・家庭教育を支える地域との連携の強化を御覧ください。①の6点目、プレスクール事業について今回追記しています。また、②の3点目、親子関係形成支援事業について今回追記しています。

続いて12ページを御覧ください。③の5点目、ヤングケアラーについて今回追記しています。

続きまして13ページを御覧ください。(2)青少年の健全育成の①東近江市少年センターの項目ですが、令和6年度は「児童生徒成長支援室と連携し」と記載していましたが、現状として支援対象者が違うため、連携はほとんどしていないということから、令和7年度はその部分の記載を除いています。

今お伝えしました追記、修正部分以外は、昨年と同じ内容となっています。

18ページから22ページにつきましては、令和7年度主要事業の概要をまとめており、事業名、概要、第2期教育振興基本計画に基づく施策体系、令和7年度当初予算額、令和6年度の当初予算、事業の方向性、担当課を記載しています。

教育総務課長	23 ページから 25 ページにつきましては、推進施策を一覧表にまとめたものとなっています。 大変簡単ではありますが、令和 7 年度東近江市教育行政基本方針についての説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本委員	社会教育は非常に重要だと思います。議会の答弁の中にも合併 20 周年記念事業で市民大学の講座を 1 講座増やすとされていました。事業については、まちづくり協働課と分担して実施されていると思いますが、その辺の連携などを心配しています。社会教育について、市全体としての目標があるか、また、それに基づいて、それぞれが事業を実施している仕組みとなっているのでしょうか。 文部科学省はどのように社会教育を進めようとしているのかと思い、ホームページを開いてみました。社会教育関係パンフレットというところがあり、開いてみると、「新しい時代の社会教育」というものがありました。これが、平成 18 年 2 月のものです。国がこれでは駄目なのではないかと思いました。どんどん社会は変わっていますし、子供たちを取り巻く環境も変わっていることは一度定例会で話していただきましたが、大人の世界も変わっています。国を待っていても駄目なので、時代のニーズを見定めて、東近江市でモデル的に施策を立てるような気概を聞かせていただきたいと思います。
生涯学習課長	委員には社会教育について、いつも重要視していただいています。 生涯学習の部分では、まちづくり協働課と連携し事業を進めているところもあります。それについては、各地区にあるコミュニティセンターの中で「生涯学習」、「福祉」、「協働のまちづくり」の三本柱があり、最近では「防災」を加えて各地区で実施してくださいと伝えています。 教育委員会では、生涯学習の部分で、市民大学や事業団に委託しているライフロング事業などの「生涯学習講座」があります。併せて、学校を核とした地域力強化プランに基づいていろいろな取組をしています。地域の中で子供を育てようといった取組も出てきています。その地域力強化プランの中でもここ 2、3 年で、コミュニティスクールや家庭教育支援基盤構築事業の 2 事業が増えました。このように、最近の課題に合わせていろいろな事業を実施するよう国から市町へ下りてきているように感じています。家庭教育支援事業も令和 4 年度から始めていますが、少しずつ成果が出てきていますので、各学校と地域とが連携しながら子供たちのために頑張っていきたいと思っています。 大きな事業を実施することは難しいかもしれませんが、地道に実施している状況です。
山本委員	大きな事業でなくても、目標を掲げて各部署がそれに向かって進んでいくという体制ができると良いと思います。 もう一点、20 ページのこども政策課のところですが、43 児童福祉推進事業について、令和 6 年度も拡大で、令和 7 年度も拡大としていますが、予算はかなり減っています。これはどういう理由でしょうか。

こども未来部長	令和6年度は子ども・子育て支援事業計画を立てる関係でコンサルへの委託料や委員報酬を計上していましたが、その分の予算が減となっています。しかし、事業が拡大となっているのは、子供の居場所づくり推進事業について、昨年度は委託料で一箇所としていたところを、今年度は、夏休み限定で子供の居場所づくりをしていただいたところに補助金を出すこととしています。そうしたことから、予算的には減となりますが、事業内容は拡大となりますので事業の方向性を拡大としています。
青地教育長職務代理者	主要事業の概要、19 ページ 28 教育研究所運営事業の部分ですが、事業の方向性が拡大となり、予算的にも前年度比で3倍程度の予算となっています。事業の概要は今までと同じだと思うのですが、どの内容が拡大となったのでしょうか。
教育部長	令和7年度は「私たちの東近江市」の改訂年度となっていますので、その分の予算が計上されているため、拡大としています。事業的には大きく変わりません。
教育長	他によろしいでしょうか。 それでは、議案第2号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第2号 令和7年度東近江市教育行政基本方針について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第3号 東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」担当課から説明をお願いします。
校務支援室長補佐	失礼します。学校教育課校務支援室の田中です。 私から、議案第3号 東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示について説明します。 本要綱は、不登校又は不登校傾向にある児童生徒が学校以外の場において行う普通教育に相当する教育の機会を確保し、フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的として、今年度に制定し交付を行っているものです。 今回、2箇所の改正を行います。 1 箇所目は、第6条第1項に規定する補助金の額についてです。 令和6年度をもって、滋賀県が実施する民間施設を利用する子供や保護者への支援在り方調査・検証事業が終了することから、補助金の額を算出するに当たり控除していた5,000円を削除するものです。 2 箇所目は、第7条第2項第2号に規定する利用期間についてです。 東近江市立学校管理規則の改正に伴い、中学校の夏季休業日の期間が変更され、小学校と同じ期間となることから、小中学校の区分をなくし一本化するものです。 以上、2箇所の改正となります。これで説明を終わります。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

山本委員	県が 5,000 円の補助金をなくされたので、その分を市が補助するということですね。
教育長	他によろしいでしょうか。 それでは、議案第 3 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第 3 号 東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案のとおり承認といたします。 次に、「議案第 4 号 東近江市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。
能登川図書館長	能登川図書館の江竜です。私からは「東近江市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明申し上げます。内容は、能登川図書館の休館日の変更です。 現在、市内 7 つの図書館では、八日市図書館が月曜日を休館、湖東図書館が火曜日を休館、永源寺・五個荘・愛東・能登川・蒲生の 5 図書館は月曜日と火曜日を休館日に、というように、7 館相互に休館日をずらし調整することで全ての曜日に、市内いずれかの図書館が開館している体制を整え、サービスを実施しております。 現状、祝日は、全館休館としておりますが、祝日が土曜日・日曜日と重なった場合は、その該当日は能登川図書館のみ、利便性向上のため開館対応をしております。 このたび、お諮りする東近江市図書館条例施行規則の一部改正は、先ほど御説明しました能登川図書館の運営の現状に合わせ、休館日を定めた施行規則第 3 条を改正しようとするものです。 新旧対照表を御覧ください。現行、別表第 1 では、八日市図書館、湖東図書館を除く永源寺図書館以下の 5 館を同枠に併記しておりますが、改正後は、能登川図書館を独立して記載します。これに伴い、様式第 2 号、これは利用カードの裏面の記載に当たりますが、この部分についてもあわせて変更いたします。 説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本委員	今まで、土日と祝日が重なった場合は休館であったけれど、これからそういった場合、能登川図書館は開館するということですか。
能登川図書館長	今までも、試行期間として、土日と祝日が重なった場合、能登川図書館は開館していたため、実情に合わせて、規則を改正するものです。
山本委員	月曜日から日曜日まで、いずれかの館が開館し、年末年始と平日の祝日が全館休みということですね。

教育長	よろしいでしょうか。 それでは、議案第４号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第４号 東近江市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第５号 東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」担当課から説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第５号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について説明します。 社会教育法第９条の７第１項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第４条の規定に基づき、推進員の委嘱をするものです。推進員は、地域学校協働活動の総合的な調整役で、学校と学校支援ボランティア等をつなぐことが主な役割となります。 令和７年度委嘱する方々は、資料のとおりで、各学校長から推薦していただきました。再任の方がほとんどですが、新規の方が２名おられます。 なお、要綱では、推進員の定数を原則、各学校１名としておりますが、五個荘小学校及び蒲生北小学校、今回、新たに蒲生東小学校においては、２名体制で活動していただきます。また、小・中学校を兼ねていただく方が３名おられます。 協働活動推進員は、全員で３１名、任期は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までです。説明は、以上です。御審議よろしくをお願いします。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本委員	蒲生東小学校が２名体制になるのはなぜですか。
生涯学習課長	昨年度までは、コミュニティスクールを導入している学校は、優先的に２名体制となっていたのですが、地域力強化プランの運営委員会で、今後は持続可能な体制を築いていかなければいけないということで、令和７年度からコミュニティスクールを導入していなくても、２名体制とできるようにしていただきました。２名体制ですと、仮に１名が辞めることになっても引継ぎがスムーズにできるようになります。
青地教育長職務代理者	地域学校協働活動推進員は１年間の任期ですが、その間にお互いが交流や情報交換等をする機会はあるのですか。
生涯学習課長	連絡会議を年４回程度設けています。その中で情報交換やほかの学校のコーディネーターと交流できるような場を持たせていただいています。
青地教育長職務代理者	できるだけ情報は多い方が良いので、そういう機会を大切にいただければと思います。

教育長	地域学校協働活動推進員を選任するに当たり、苦勞している部分とこの方々が活動するに当たって苦勞していただいている部分があれば紹介してください。
生涯学習課長	地域活動推進員を選任するに当たっては特にありませんが、推進員の方々が活動するに当たり御苦勞されていることは、学校区とコミュニティセンターの校区が違うところが一部小学校であります。その場合、学校と地域をつなぐことに御苦勞いただいています。それぞれの地域に推進員がおられると良いのですが、選任の地域外のところでボランティアを依頼するときなどは御苦勞されていると聞いています。
山本委員	地域活動推進員は、各学校で活動されていると思いますが、中学校区の中で小・中学校それぞれの推進員が校長等を含めて話し合いをされているかどうかは把握されていますか。
生涯学習課長	地域によっては校長や各学校のコーディネーターがコミュニティセンターで会議を持たれているところもあります。また、市が開催する会議でも、校長にも来ていただき、中学校区単位で意見交換をする場を持っています。
神寄委員	今後、コミュニティスクール以外でも2名体制とするということですが、小学校と中学校を兼ねておられる方については特に問題はないのでしょうか。小・中学校の事業が重なって、兼ねている方が一方の事業に参加できないなどということはないのでしょうか。
生涯学習課長	その方たちは、コーディネートをしていただくことが役割であり、直接事業を実施していただく訳ではありません。学校からどのような事業をしたいという希望があれば、その事業に適した人を紹介してコーディネートをするという役割を担っていただいています。
教育長	他によろしいでしょうか。 それでは、議案第5号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第5号 東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第6号 東近江市教育委員会英語指導助手の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。
学校教育課指導主事	失礼します。学校教育課の中川です。 私からは、議案第6号について説明させていただきます。 議案第6号「東近江市教育委員会英語指導助手の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、J E Tプログラム参加者の報酬額の見直しにより、東近江市任用の中学校A L Tに係る規則の一部を改正する必要が生じたため、本

学校教育課指導主事	議案を提出するものです。 東近江市立中学校の英語指導助手（ＡＬＴ）は、「語学指導等を行う外国青年招致事業（略称：ＪＥＴプログラム）」を通じて任用しております。令和７年度本事業の運用改善について、報酬額が見直され、令和７年度から新規に任用されるＪＥＴ参加者及び令和６年度までに任用されているＪＥＴ参加者全てに対して、令和７年４月１日以降適用されるとの通知に基づいて、規則の一部、報酬の額の改正を行うものです。 新旧対照表を御覧ください。 第６条は、報酬の月額について定めており、以下の(1)から(4)の各号において、現行規則では、任用日から１年は月額２８万円に対し、改正後は３３万５,０００円に、任用日から１年を経過した日以後の１年は３０万円から、改正後は３４万５,０００円に、任用日から２年を経過した日以後の１年は３２万５,０００円から、３５万５,０００円に、また、任用日から３年又は４年を経過した日以後の１年は３３万円から、３６万円に改正するものです。 私からの説明は以上です。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
沖田委員	ボーナスなども査定されているのですか。他の手当ではあるのですか。
学校教育課指導主事	ボーナスはありませんが、手当については通勤手当、住居手当があります。
教育長	他によろしいでしょうか。 それでは、議案第６号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	ありがとうございます。では、「議案第６号 東近江市教育委員会英語指導助手の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認いたします。 次に、「福祉教育こども常任委員会報告について」教育部から報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の池元です、よろしくお願いします。 まずは、市立能登川南小学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。 資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和７年２月末現在）を御覧ください。 進捗率ですが、建築工事 34.8 パーセント、電気設備工事 38.5 パーセント、機械設備工事 15.1 パーセントとなっています。 現状ですが、建築工事として内装、解体、外壁、家具、ユニット工事、電気設備工事として配線、解体工事、機械設備工事として給排水衛生工事を行いました。 今後につきましては、右下に記載しています部分使用検査、グラウンド側外壁改修、中庭・玄関ホール、外部男女便所、受水槽、図書室・図書学習室、増築棟階段室１階部分、増築棟１階３教室、増築棟１階及び２階廊下の工事を予定しています。

教育総務課長	次のページは工事写真となっておりますので、御確認ください。 続きまして、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。 同じく資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和7年2月末現在）を御覧ください。 進捗率ですが、建築工事 60.30 パーセント、電気設備工事 46.00 パーセント、機械設備工事 46.36 パーセントとなっています。 なお、解体外構工事につきましては、4月からの工事に向けた打合せを行いました。 現状ですが、建築工事として内部は1階天井壁床貼、2階家具取付等、外部は渡り廊下の建築等を行いました。 電気設備工事として内部は総合盤機器取付、天井配線、機器取付等、外部は渡り廊下配線配管等を行いました。 機械設備工事として内部は衛生器具取付、配管保温工事、外部は空調室外機設置等を行いました。 今後につきましては、右下に記載しています新普通教室棟の検査、手直し、完了、引渡しと予定しており、3月25日に現普通教室棟から新普通教室棟への引越しを行います。 最後のページは工事写真となっておりますので、御確認ください。 市立能登川南小学校、市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況についての報告は以上です。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
沖田委員	永源寺中学校大規模改修工事について、最近は、ICTを活用して授業をされるため、ユニークな教室づくりをされているところが多いのですが、報告書の写真を見ると、特徴的なものではなく一般的な教室の造りになっているように思います。
教育総務課長	ICT環境はどの学校も整備して利用していますので、今回の建築に合わせて新たに整備したことは特にありません。今回の永源寺中学校の大規模改修工事については、木をたくさん使用しているところが普通教室棟の特徴です。
沖田委員	通常は対面式で授業をしますが、最近、ある小学校へ視察に行った際、壁面が全てホワイトボードになっており、協働的な学びとして、グループで壁面を使って説明されていました。このように、新しい教室の在り方について、様々なところで試みがされていますが、そのような試みはされないのですか。
教育長	小学校の新しくした校舎では、オープンスペースなどを取り入れるなど、そういう試みが増えているのですが、中学校は一般的な形の教室です。 次に、第2回定例会で協議させていただきました「東近江市公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について」担当課から報告をお願いします。
校務支援室長 補佐	学校教育課校務支援室の田中です。よろしくお願いします。 前回の定例教育委員会の中で御審議いただき、追加で御意見等があれば3月7日までに御連絡いただくようお願いしていました「東近江市立公立学校情報機器整備事業に係る各種計

校務支援室長 補佐	画」については、その後、追加で御意見はありませんでした。当日御指摘のあった誤字の訂正等をしまして、確定とさせていただきたいと思います。報告は以上です。
教育長	ありがとうございます。皆さん、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、ただ今の報告のとおり「東近江市公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について」は進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 続きまして、次第にはありませんが、本日お配りしました資料、「市立建部幼稚園の今後の在り方について」担当課から説明をお願いします。
幼児課長	幼児課長の辻です。よろしくお願いします。 市立建部幼稚園の今後の在り方について説明します。 まず、現状につきましては、令和6年10月1日現在、建部地区には160人と多くの就学前児童が在住しています。一方で、市立建部幼稚園におきましては、近年、児童数の少ない状況が続き、定員100人のところ、児童数は、30人を下回っています。また、資料2ページ目、1現状の(3)の表を御覧いただきますと、幼児施設を利用する児童のほとんどが建部地区以外の幼児施設を利用していることが分かります。 次に課題としましては、少人数のクラス編制が続いており、協調性、集団性等を備えた児童の育成が困難な状況にあります。また、建部地区内に2号認定児童及び3号認定児童を受け入れる施設がないため、建部地区在住の児童は、他の地区の幼児施設を利用せざるを得ない状況にあります。 これを受けての取組等につきましては、児童育成上の観点、施設運営上の観点等様々な観点から、市立建部幼稚園を幼保連携型認定こども園化する方向で検討を進めます。 この取組を行うことによりまして、建部地区の多くの児童が建部地区の施設に通うことができるようになることから、より地域に根差した教育・保育が可能になる、また、1号認定の枠を残しながら、2号認定及び3号認定の枠を確保し、保護者の保育のニーズを捉えた教育・保育体制の構築が可能となることなどが期待されると考えております。 なお、この件につきましては、3月14日開催の建部地区自治会連合会の会議で同地区の令和7年度自治会長に説明を行っております。 説明は、以上となります。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
教育部次長	時期はいつからですか。
幼児課長	認定こども園化となり、現在3歳以上の子供を受け入れているところを、0歳児からの受け入れとなります。施設整備が必要となるため、5年程度先になると思っています。
山本委員	自治会への説明会では特に意見はありませんでしたか。

幼児課長	説明会では、「これは、決定事項であり、意見することはできないのか。」という質問がありました。市は、認定こども園化が子供たちにとって最も良いものではないかと提案したものはあるが検討の余地はあること、より良い意見があれば出していただければ検討することができるとお答えしました。 それ以外には、認定こども園の仕組みについての質問がありました。
教育長	今の段階で提案した理由は何ですか。
幼児課長	1号認定自体が毎年少なくなっています。建部幼稚園も定員100人に対して16人と大変少ない人数のため、地元から幼稚園がなくなってしまうのではないかと心配の声が上がっています。そのような状況の中、今後の方向性を示す必要があるのではないかと考え、自治会へ説明させていただきました。
こども未来部長	現在の場所を改修して利用することは、送迎等の問題もあり難しいのではないかと思っています。そのため、別の土地を求めることも考慮し、早めに方向性を示して準備をしても5年程度はかかると考えています。
教育部長	建部幼稚園と同様の状況にある他の幼稚園については、計画はないのですか。
こども未来部長	他の幼稚園については、ある程度の人数が確保できています。
幼児課長	人数が少なくても、地域によっては幼稚園が必要なところもあります。それぞれ園によって抱える課題は異なります。
神寄委員	人数によって、認定こども園化されてきたのでしょうか。一時期、幼稚園から認定こども園に一気に変わった時期があったように思うのですが、今、話を聞くと、地域ごとの子供の人数を照らして変えているということなのでしょうか。
こども未来部長	当初、国の方針で認定こども園化の話が出てきて、東近江市はその方針に従い、いくつかの園を合わせて大規模化を進めてきました。
山本委員	長期的な見通しとして、建部幼稚園の認定こども園化について、合理性はあるのでしょうか。子供全体の人数が減っている中で、建てたけれども利用する人数が減っているという状況にならないかというところを危惧します。
こども未来部長	子供の数は確かに減っていますが、幼稚園や保育園に預ける人数は増えています。特に増えているのは3歳未満児ですので、全てを認定こども園にすることともそれはそれで考えていかなければいけません。3歳以上児の枠を確保できていれば、3歳未満時だけが増えていくことになりますので、単純にどの幼稚園も認定こども園にすることは考えてい

こども未来部長	ません。それは状況を見て整備する必要があると思っています。
山本委員	建部や玉緒といったエリアを考え直していかなければならないのだと思います。
教育長	幼児施設の場合は、送迎は自分たちでされていますので、多少距離があっても喜ばれるのではないかと思います。
青地教育長職務代理者	自治会での説明会であまり質問がなかったという理由が分かります。学校と幼児施設では、地元の感覚が違うのではないのでしょうか。幼児施設では、送迎も個別にされていますし、地域に密着した活動をしているかといえそうではないと思います。地域へ第一報を伝えたことは良いことだと思いますが、先ほどから言われているようにもう少し広い範囲で、全体を含めて考える方が良いのではないかと思います。
教育長	他によろしいでしょうか。 それでは、続いて「4 その他」に移ります。 各課から報告をお願いします。
各課報告	●研究所だよりNo.257、258（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
教育長	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは、次回ですが、第3回臨時会を4月1日（火）、赴任式終了後に「てんびんの里文化学習センター 多目的研修室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。 また、第4回定例会につきまして、4月28日（月）午後1時30分から、「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますのでよろしくお願いします。 第5回定例会につきまして、委員の皆さんに事前に確認させていただきましたが、5月26日（月）の午後1時30分から、こちらも「D会議室」で開催しますのでよろしくお願いします。 ここで、事務局から今後の日程について連絡があります。
事務局	（事務局から連絡）

教育長

以上をもちまして、令和7年第3回教育委員会定例会を終了させていただきます。
お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了

午後3時50分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
